

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和8年9月3日付夕張市告示第 111 号により公告した一般競争入札（以下、「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1. 契約者

支出負担行為者 夕張市長 厚 谷 司

2. 入札に関する事項

- (1) 契約の名称 沼ノ沢小砂金の沢土砂除去等補修工事
- (2) 業務期間 契約締結日～令和8年12月15日(火)

3. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人、または被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 夕張市契約規則第2条における指名登録名簿に搭載されている者であること。
- (4) 夕張市暴力団排除に関する契約措置要綱第3条に規定する別表1の措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の夕張市競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 国、地方公共団体、又は法人税法（昭和25年法律第226号）第2条第5号で定める公共法人（地方公共団体を除く）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条で定める法人と、平成28年度から10年間のうちに、石炭ズリを含む土砂除去等補修工事、又はそれに類似した工事について委託契約を締結し、履行した実績を有すること。

4. 一般競争入札参加資格の審査

- (1) 入札に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、上記「入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和8年9月3日(木)から令和8年9月8日(火)まで

（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた祝日を除く。）

イ 申請の方法

別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

夕張市本町4丁目2番地 夕張市役所3階財政課管財係

エ 申請書類の提出方法

直接持参に限る。郵送による申請は受け付けません。

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5. 契約条項を示す場所

夕張市本町4丁目2番地 夕張市役所財政課管財係

6. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 夕張市本町4丁目2番地 夕張市役所4階第1会議室
- (2) 入札日時 令和8年9月3日(木) 午後13時30分
- (3) 開札場所 (1)と同じ
- (4) 開札日時 (2)と同じ
- (5) その他 「一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

7. 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を金融機関にて振込み、入札1時間前までに納付し領収書を持参のうえ入札に参加することとする。又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保の提供も認める。なお、落札しなかった者については後日速やかに還付することとする。

8. 契約保証金

- (1) 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金の率は、契約金額につき100分の10以上とする。

9. 送付による入札の可否

認めない。

10. 契約書作成の要否

要

11. 現場説明の有無及び現場説明日時、閲覧開始日時

現場説明は行わない。ただし希望者には個別に現地にて説明するものとする。希望者は現場説明希望日の2日前までに希望の旨連絡すること。

- (1) 日時 令和8年9月3日 午前9時 から
令和8年9月8日 午後5時 まで
- (2) 場所 市役所3階 閲覧コーナー

12. その他

- (1) 最低制限価格
設定していない。
- (2) 予定価格の公表
予定価格は公表しない。
- (3) 無効入札
開札の時において、「3. 入札に参加する者に必要な資格」に規定する資格を有しない者のした入札、規則第11条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

入札書記載の入札価格（税抜）が最低の者（有効な入札に限る。）を落札者とする。

(5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。（税抜価格）

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 夕張市役所 財政課管財係

イ 所在地 〒068-0492 夕張市本町 4 丁目 2 番地

(7) 前金払

前金払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行について

初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札結果の公表

入札結果は、公表する。

(12) その他

このほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。